

令和5年3月28日

学生各位

学長 木村 務

令和5年4月以降のマスク着用等の取扱いについて

令和5年4月以降の授業実施方法については、引き続き面接方式を原則とする現在の方針を継続しますが、授業時など学内でのマスク着用については、政府方針に基づき下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1. 令和5年4月1日以降、学内におけるマスク着用は任意とし、個人の判断に委ねることを基本とします。
2. あくまで個人の主体的な判断が尊重されますが、感染対策上、以下のような授業においては、感染不安を抱く学生や周囲への影響も考慮し、極力マスク着用のご協力をお願いします。
 - (1) 大人数の場合など、十分な身体的距離を確保することが困難な授業
 - (2) 発話や学生同士のコミュニケーション等を伴う語学や演習などの授業

※令和5年4月以降、各教室の収容人数については、これまで「定員の3分の2」としていた上限を撤廃します。このため、授業によっては定員に近い人数を収容した教室で実施されるケースがありますので、こうした点を踏まえて各自で対応をお願いします。なお、不安な際には配席に関する配慮が可能な場合もありますので、担当教員や学生支援課に相談してください。ただし、特段の症状等がなく不安感のみを理由とした欠席に対する配慮は原則として行いませんので留意してください。

3. 上記のほか、症状がある場合、新型コロナウイルス感染症検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合などにあつては、感染拡大防止のため、これまでどおり外出を控えるなどの感染防止対策を徹底してください。なお、感染症法上の位置づけが変更される令和5年5月7日までの間は、出席停止の判断等についてはこれまでの取扱いを継続します。(令和5年5月8日以降の取扱いについては別途通知します。)

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の判断の目安について (R4.10.1)

<https://sun.ac.jp/files/libs/54997/202210031452048063.pdf?1678932146>